○いわき市家族介護用品給付事業実施要綱

平成12年３月31日制定

改正

平成27年12月15日

平成31年３月27日

いわき市家族介護用品給付事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第７条第３項に規定する要介護者について、当該要介護者を介護する家族の者（以下「介護者」という。）に対し、当該介護のために必要な物品（以下「介護用品」という。）の給付を行うことにより、当該介護者の経済的な負担の軽減を図ることを目的とする。

（対象）

第２条　この要綱において介護用品の給付の対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者の介護者であって、市民税非課税世帯に属するものとする。

(１)　市内に住所を有し、法第19条第１項に規定する要介護認定により、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第１条第１項第４号の要介護４又は、同項第５号の要介護５とされた要介護者

(２)　在宅する65歳以上の者

(３)　その属する世帯が市民税非課税世帯である者

（給付）

第３条　市長は、前条の介護者には介護用品を年額２万円の範囲内で給付するものとし、当該介護用品の給付品目は、尿取りパッド及び紙おむつとする。

（受給者証の交付の申請）

第４条　介護用品の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家族介護用品受給者証交付申請書（第１号様式）を地区保健福祉センター所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

（受給者証の交付等）

第５条　所長は、前条の家族介護用品受給者証交付申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、介護用品の給付の対象者として認定する者（以下「受給者」という。）には、家族介護用品受給者証（第２号様式）（以下「受給者証」という。）を交付し、給付の対象者として認定しない者には、その旨を通知するものとする。

２　前項の規定による受給者証の交付は、前項の認定をした日の属する月の翌月の初日に行うものとする。ただし、当該認定をした日が月の初日であるときは、その日に交付するものとする。

３　受給者証の有効期間は、申請書が提出された年度の末日までとする。

４　受給者は、受給者証を紛失し、又は損傷したときは、家族介護用品受給者証再交付申請書（第３号様式）を所長に提出し、再交付を受けるものとする。

（支給の実施）

第６条　所長は、受給者に対し、第３条の介護用品のうち当該受給者に係る給付品目を指定のうえ、家族介護用品給付券（第４号様式）（以下「給付券」という。）を交付するものとする。この場合において、給付券は、６月、９月、12月及び翌年３月の各月において、それぞれ当該月の翌月以後３箇月分を合わせて交付するものとする。

２　受給者は、介護用品を購入しようとするときは、受給者証を提示し、別に定める事業者から前項の給付券により購入するものとする。

（支払）

第７条　前条の規定により受給者に介護用品の納入を行った事業者は、当該受給者に係る給付券を添付のうえ、介護用品の代金を市長に請求するものとする。

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、家族介護用品受給者台帳（第５号様式）に記入のうえ、支払を行うものとする。

（変更の届出）

第８条　受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、家族介護用品受給者証変更届（第６号様式）を所長に提出するものとする。

(１)　氏名を変更したとき。

(２)　市内において住所を変更したとき。

(３)　前２号に掲げるもののほか、家族介護用品受給者証交付申請書に記載した内容に変更があったとき。

（受給者証の返還）

第９条　受給者は、第２条に規定する給付の対象となる者でなくなったときは、速やかに、家族介護用品受給者証返還届（第７号様式）により、当該受給者証を所長に返還するものとする。

（受給者証の更新）

第10条　所長は、受給者証の有効期間が終了する月において、前条の家族介護用品受給者証返還届の提出がない者の状況を確認し、引き続き受給者となる者に対しては、当該月に翌年度分の受給者証を交付するものとする。

（関係機関との連携）

第11条　所長は、民生委員、社会福祉協議会、指定居宅介護支援事業者等の関係機関との連携を密にし、円滑な事業の運営が図られるように努めるものとする。

附　則

この要綱は、平成12年４月１日から実施する。

附　則（平成13年４月１日）

この要綱は、平成13年４月１日から実施する。

附　則（平成15年４月１日）

この要綱は、平成15年４月１日から実施する。

附　則（平成16年４月１日）

この要綱は、平成16年４月１日から実施する。

附　則（平成18年４月１日）

この要綱は、平成18年４月１日から実施する。

附　則（平成27年12月15日）

この要綱は、平成28年１月１日から実施する。

附　則（平成31年３月27日）

この要綱は、平成31年４月１日から実施する。